配線システム及び配線器具出荷自主統計データ利用約款

利用者(以下「甲」という。)は、一般社団法人日本配線システム工業会(以下「乙」という。)から購入する電子媒体による配線システム及び配線器具出荷自主統計データファイル (以下「データファイル」という。)について、これを以下により利用します。

(購入の申込)

第1条

甲は、データファイル購入申込書に必要な事項を記入の上、これを乙に提出し、データファイルを購入するものとします。

(利用形態)

第 2 条

甲は、データファイルを内部利用に限り利用できるものとし、第三者に対しては、データファイルに収録された統計データを譲渡、貸与又はその他の方法により利用させることはできないものとします。

- 2 前項に定める「内部利用」とは、甲が法人である場合は当該法人、個人(個人企業等を含む)である場合は当該個人に限ってデータファイルを内部で利用することをいいます。
- 3 甲は、データファイルを利用して、同ファイルに係る統計データを印刷物等により出版することはできないものとします。ただし、乙が許諾した場合には、この限りではありません。

(作業委託)

第3条

甲は、データファイルを利用するに当たって必要な作業を受託業者等に行わせることができます。ただし、その場合甲は、当該受託業者等を充分監督し、作業終了後、速やかにデータファイル及びその派生物を返納又は消去させなければならないものとします。

(データファイルの期間)

第4条

乙は、購入申込書に記載された年度又は暦年のデータファイルを、甲に提供するものとします。

(代金及びその支払い方法)

第5条

甲は、データファイルの代金を乙が請求書を発行した日から暦日 30 日以内に、請求書に定める支払い方法により支払います。 乙は、入金確認後、甲にデータファイルを送付するものとします。

(免責事項)

第6条

下記の各項に定める事項について、乙は、甲より、事前に免責許諾されているものとします。

- (1) 乙は、データファイルの提供またはその遅滞、変更、中断、中止、停止もしくは廃止、 その他データファイルの提供に関連して発生した甲の損害について、一切の責任を負担 いたしません。
- (2) 乙は、データファイルの提供、および甲が乙の送信する電子メール等を通じて取得する情報等に関して、その安全性、正確性、確実性、有用性、最新性、合法性、道徳性、コンピュータウィルスに感染していないこと等のいかなる保証も行うものではありません。したがって、上記の方法を通じて甲が取得する情報等に関連して、甲が損害を被った場合においても、乙は一切の責任を負担いたしません。
- (3) 乙は、データファイルの内容が甲の要求を満足させるものであることを保証いたしません。
- (4) 乙は、甲がデータファイルの利用により、第三者に対して損害を与えた場合において も、一切の責任を負担いたしません。
- (5) 乙は、甲から提供された電話番号、所在地、メールアドレス等を乙の連絡先として 取り扱うものとし、当該連絡先の変更、誤り等により生ずる損害については、一切の責 任を負担致しません。
- (6) 本条第1号から第5号までの事由が生じた場合、若しくは第8条により甲がデータファイルを利用できなくなった場合においても、乙は甲が既に支払ったデータファイルの代金の払い戻しは一切いたしません。

(欠陥及び障害等)

第7条

甲は、データファイルの受領後直ちにその物理的障害の有無等について検査を行うものとし、 検査の結果、読み取りエラー等の物理的障害又は付随ドキュメントの乱丁及び落丁等を発見 したときは、前項の規定にかかわらず、データファイル受領後暦日14日以内に、乙に対し てデータファイル等の交換を要求できるものとします。

(その他)

第8条

甲が本約款に違反した場合には、乙は甲に対し、データファイルの利用を禁止する措置を執ることができるものとします。

(知的財産権)

第 9 条

データファイルに関する著作権、知的財産権、産業財産権その他一切の有体・無体の権利は 乙に帰属します。本利用約款に定める以上に使用許諾するものではありません。

(登録情報の秘密保持)

第10条

乙は、購入申込書提出に際して知り得た個人情報について、乙の個人情報保護に対する方針 (プライバシーポリシー)を遵守します。

(専属管轄)

第11条

本利用約款に定めのない事項及び本利用約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所の専属管轄とします。

以 上